

報道機関各位

新しい生活様式の店舗助成事業の見直しについて

1 目的

本市を含む福岡県内における新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、県が接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店に対して、業界ガイドラインの遵守等を要請したことを踏まえ、飲食店等に業界ガイドラインの遵守を促し感染防止対策の徹底を図るため、県の感染防止宣言ステッカーを取得した店舗について、店舗改装等に要した経費の一部を支援するもの。ついでには、現在実施している「新しい生活様式の店舗助成事業」を、制度を拡充し再度募集する。

2 制度概要

(1) 事業内容

① 新しい生活様式の店舗助成事業の再度募集

換気扇、間仕切り、非接触型自動水栓などの設置工事に要した経費で上限20万円（自己負担5万円）

※空気清浄機、オゾン発生器、イオン発生器は除く。

② ビルオーナーに対する助成

ビルオーナーが、飲食店舗に代わり実施した上記①の経費で1店舗当たり上限20万円（自己負担5万円）×店舗数（同意店舗分）

③ 消耗品の購入支援

消毒液やマスクなど感染防止対策のための消耗品等の購入に要する経費で上限2万5千円

※福岡県の助成対象店舗は除く。

(2) 申請に当たってのポイント

① 申請に当たっては、業界ガイドラインを遵守し、県の感染防止宣言ステッカーを取得することが条件となる。

② ビルオーナーに対する助成は、入居する店舗がガイドラインを遵守し、ステッカーを取得することに同意する必要がある。

(3) スケジュール（予定）

令和2年9月1日事業開始、9月中旬受付開始

【問い合わせ先】

産業経済局 商業・サービス産業政策課 原田（課長）、住野（係長） TEL 582-2050